

戦史史料等の閲覧利用規則を次のように定める。

平成13年3月30日

防衛研究所長 新貝 正勝

戦史史料等の閲覧利用規則

改正 平成14年 4月 1日防衛研究所達第 5号
平成15年 2月 5日防衛研究所達第 2号
平成16年 9月17日防衛研究所達第11号
平成19年 1月 9日防衛研究所達第 1号
平成23年 9月 1日防衛研究所達第 5号
平成27年 4月10日防衛研究所達第 1号
平成28年 9月16日防衛研究所達第 9号
令和 2年12月15日防衛研究所達第 8号

(目的)

第1条 この規則は、防衛研究所戦史研究センター（以下「センター」という。）が管理する戦史史料等の一般利用者（以下「利用者」という。）による有効な利用を図るため、公開に関する業務の内容、開館日、開館時間、利用手続き等を定めることを目的とする。

(戦史史料等の定義)

第2条 この規則において「戦史史料等」とは、戦史史料の管理に関する達（平成23年防衛研究所達第4号）第2条第1項第1号に規定する戦史史料並びに防衛研究所における図書等の管理に関する達（平成28年防衛研究所達第7号）第24条に規定する図書（以下、「史料等」という。）をいう。

(史料等の公開)

第3条 センターが管理する史料等は、公開するものとする。ただし、次条に掲げる場合には、この限りでない。

第4条 防衛研究所長（以下「所長」という。）は、次に掲げる範囲内で、史料等の利用を制限することができる。

- (1) 史料等に行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）第5条第1号及び第2号に掲げる情報が記録されていると認められる場合において、当該史料等（当該情報が記録されている部分に限る。）の利用を制限すること。
- (2) 史料等の全部又は一部を一定の期間公にしないことを条件に公文書等の管理に関する法律（平成21年法律第66号）第2条第7項第4号に規定する法人その他の団体又は個人から寄贈又は寄託を受けている場合において、当該期

間が経過するまでの間、当該史料等の全部又は一部の利用を制限すること。

- (3) 史料等の原本を利用させることにより当該原本の破損若しくはその汚損を生じるおそれがある場合又は当該原本が現に使用されている場合（史料室における保存及び利用の開始のために必要な措置を行う場合を含む。）において、当該原本の利用の方法又は期間を制限すること。

（公開に関する業務）

第5条 公開に関する業務は、次のとおりとする。

- (1) 閲覧
- (2) 複写
- (3) 参考調査
- (4) 第17条に規定する貸出し
- (5) 展示

（開館日）

第6条 センターは、次に掲げる日を除き、毎日開館する。

- (1) 日曜日及び土曜日（閉館する土曜日に限る。）
- (2) 開館した土曜日の翌週最初の平日
- (3) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (4) 12月28日から翌年の1月4日までの日
- (5) その他国家的儀礼に係る日

- 2 戦史研究センター長（以下「センター長」という。）は、前項の規定にかかわらず、特別な必要があると認められる場合には、臨時に、センターの業務の一部又は全部を休止することができる。この場合には、センター長は、事前にその旨を所定の場所若しくはインターネット等において公示するものとする。

（開館時間）

第7条 センターの開館時間は、月曜日から金曜日までの9時から16時30分までとする。ただし、入館は16時までとする。また、開館する土曜日における開館時間は、センター長が別に定めるものとする。

- 2 センター長は、前項の規定にかかわらず、特別な必要があると認められる場合には、臨時に、開館時間を変更することができる。この場合には、センター長は、事前にその旨を所定の場所若しくはインターネット等において公示するものとする。

（入館の拒否等）

第8条 センター長は他の利用者に迷惑を及ぼした者又は及ぼすおそれのある者及び史料等の利用を目的としない者に対して、退館を命じ、又は入館を拒否することができる。

- 2 センター長は、この規則に違反し、又は係員の指示に従わない者に対して、史料等の利用を制限することができる。

（利用者の責任）

第8条の2 利用者は、史料等に含まれる情報を利用することにより、著作権、プライバシー等第三者の権利利益を侵害したときは、その一切の責任を負うものとする。

(閲覧の申し出)

第9条 史料等の閲覧の申し出は、備え付けの目録を用いて検索した後、目録記載の、番号その他の所要事項を記入した閲覧申込書(別紙様式第1)を受付に提出して行う。

2 閲覧を申し出ることができる冊数は、原則として、一時に5冊以内とする。

(閲覧の場所)

第10条 史料等の閲覧は、史料閲覧室で行わなければならない。

(返納)

第11条 史料等の返納は、必ず係員の確認を得て行わなければならない。

2 前項に規定する返納の際、翌日以降も引き続き閲覧を希望する史料等については、その旨を申し出るものとする。

(複写の申し出)

第12条 史料等の複写を希望する者は、複写申請書(別紙様式第2)に所要事項を記入のうえ、受付に提出し、センター長の承諾を受けなければならない。

2 利用者は簿冊全部にわたって複写可能である史料等について、代行する者に複写の実施を依頼することができる。

3 利用者は、簿冊全部にわたって複写可能である史料等について、指定した場所において30分以内にカメラ等で撮影を行うことができる。この際、利用者は以下に掲げる事項を遵守するものとする。

(1) 撮影対象の史料等及び撮影機材以外のものを撮影場所に持ち込まないこと

(2) 一脚及び三脚などの撮影補助機材を使用しないこと

(3) 強力なライト、フラッシュ等を使用しないこと

(4) カメラ等を史料等に直接密着させないこと

4 利用者は、簿冊の一部のみ複写が可能である史料等について、自ら複写できず、係員の指示にしたがい、代行する者に依頼しなければならない。

(複写の費用)

第13条 利用者が史料等の複写に要する費用を負担する。

(出版・掲載の申し出)

第14条 複写した史料等の全部又は一部を出版し、又は出版物に掲載しようとする者は、出版・掲載等申請書(別紙様式第3)に所要事項を記入のうえ、受付に提出し、センター長の承諾を受けなければならない。

(取材の申し出)

第15条 史料等を放送、放映等の報道に利用しようとする者は、取材申請・承認書(別紙様式第4)に所要事項を記入のうえ、原則として取材希望日の7日以上前に受付に提出し、所長の承認を受けなければならない。

(参考調査)

第16条 利用者に対して行う参考調査の内容は、次のとおりである。ただし、鑑定の依頼、文書の解説・翻訳等、センターの業務として情報提供することが適当でな

いと認められる場合は、この限りでない。

- (1) 史料等の検索
- (2) 特定の史料等の内容に関する情報の提供
- (3) 史料等に関する参考文献、専門的調査機関等に関する情報の提供
(貸出し)

第17条 史料等は、センター外への貸出しを行わない。ただし、学術研究、社会教育等の公共的目的をもつ展示会等に出品するため公の機関等から史料等の貸出しの依頼があった場合には、センター長は戦史に関する調査研究等に支障がなく、かつ、展示及び輸送に際して史料等の損失等の防止に十分な配慮がなされていることを確認したうえで、貸出しを行うことができる。その場合、貸出しを受ける公の機関等は、出版・掲載等申請書（別紙様式第3）に所要事項を記入のうえ、受付に提出し、センター長の承諾を受けなければならない。

(貸出し期間)

第18条 前条の規定による史料等の貸出しの期間は、1箇月以内とする。

- 2 センター長は、前項の規定にかかわらず、特に必要と認めた場合には3箇月を超えない範囲内で貸出期間を延長することができる。

(展示)

第19条 史料等の一部は、史料展示室において利用者の参考に供するものとする。展示に当たっては複製物を活用する。

(史料等の損傷等の責任)

第20条 利用者（貸出しを受けている公の機関等を含む。）は、利用に係る史料等を汚損又は破損した場合には、直ちにセンター長に届け出てその指示に従わなければならない。

- 2 前項の場合には、センター長は、利用者に対して史料等の修復又は修復に必要な代価を求めることができる。

(雑則)

第21条 センター長は利用者の閲覧に供するため、この規則を常時史料閲覧室に備え付けるものとする。

(委任規定)

第22条 この規則に定めるもののほか、戦史史料等の閲覧利用に関して必要な事項は、センター長が定める。

附 則

- 1 この達は、平成13年4月1日から施行する。
- 2 戦史史資料の部外者利用規則（平成2年防衛研究所達第1号）は、廃止する。

附 則（平成14年4月1日 防衛研究所達5号）

この達は、平成14年4月1日から施行する。

附 則（平成15年2月5日 防衛研究所達2号）

この達は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成16年9月17日 防衛研究所達11号）
この達は、平成16年10月1日から施行する。

附 則（平成19年1月9日 防衛研究所達1号）（抄）

- 1 この達は、平成19年1月9日から施行する。
- 2 この達の施行の際に現に存する改正前の様式による用紙は、当分の間、これを修正した上で使用することができる。

附 則（平成23年9月1日 防衛研究所達5号）（抄）

- 1 この達は、平成23年9月1日から施行する。
- 2 この達の施行の際に現に存する改正前の様式による用紙は、当分の間、これを修正した上で使用することができる。

附 則（平成27年4月10日防衛研究所達第1号）
この達は、平成27年4月10日から施行する。

附 則（平成28年9月16日防衛研究所達第9号）
この達は、平成28年9月26日から施行する。

附 則（令和2年12月15日防衛研究所達第8号）
この達は、令和3年1月1日から施行する。

別紙様式第1（第9条関係）

受付番号	検索端末 受付番号

閱 覧 申 込 書

防衛研究所戦史研究センター長 殿

年 月 日

下記により史料等の閲覧を申し込みます。
史料等の閲覧に当たっては、防衛研究所の利用規則を遵守します。

ふりがな

- 1 氏 名 _____ ※（ 才）
- 2 住 所 _____
- 3 電 話 _____
- ※4 職 業 防衛省職員 公務員（防衛省以外） 遺族・旧軍関係者
教員・学生 報道・出版及び著述業 その他（ _____ ）
- ※5 目 的 _____

※『職業』『目的』『年齢』欄への記入は自由ですが、閲覧サービス向上のため
にご協力ください。これらは閲覧統計以外の目的には使用しません。

6 史料等名

登 録 番 号	史 料 等 名

続きは裏へ記入してください。

7 利用予定時間 _____ 時 _____ 分 から _____ 時 _____ 分 頃まで

8 お 願 い

- (1) 閲覧する史料等は、原則として一時に5冊以内に行ってください。
- (2) 史料等名の欄が足りない場合は、裏面を利用してください。
- (3) 閲覧に際しては、史料等の取扱いに十分注意してください。
- (4) 史料等の引用については、著作権法に留意してください。
- (5) 史料等の複写には、「複写申請書」、また、出版・掲載については、「出版・掲載等申請書」が必要です。

複 写 申 請 書

防衛研究所戦史研究センター長 殿

年 月 日

下記史料等の複写について申請いたします。

本申請により入手した複写史料等の利用については、法的責任を含む、一切の責任を私において負担することを誓約します。

ふ り が な
1 氏 名 _____ (才)
2 住 所 〒 _____
3 電 話 _____
4 史料等送付先 〒 _____

5 注 意 事 項

- (1) 現住所と史料等の送付先が異なる場合は、史料等送付先欄に住所等を記入してください。
- (2) 枚数は、見開きで1枚になります。
- (3) 複製物を出版・掲載及び販売する場合には、別に「出版・掲載等申請書」が必要です。
- (4) 複製物を報道等に使用する場合には、別に「取材申請・承認書」が必要です。

申請は裏へ記入してください。

別紙様式第3（第14条関係）

出版・掲載等申請書

防衛研究所戦史研究センター長 殿

年 月 日

下記史料等の出版・掲載等について申請いたします。

本申請による出版・掲載等については、法的責任を含む、一切の責任を私において負担することを誓約します。

会社及び代表者名
(個人の場合は氏名) (自署)

所在地又は住所

電 話

1 史料等名	
2 出版物・展示会等の名称	
3 出版社・著者(编者) 博物館等の名称	
4 発行予定年月日 展示予定期間	

(許可条件)

出版・掲載等には、防衛研究所戦史研究センター所蔵のものである旨及び原本の標題を表示すること。

(お願い)

出版・掲載等について確認するため、出版物を1部ご寄贈いただければ幸いです。

別紙様式第4（第15条関係）

取材申請・承認書

防衛研究所長 殿

年 月 日

下記のとおり、取材を申請いたします。

報道に当たっては、法的責任を含む、一切の責任を私において負担することを誓約します。

報道機関名

所在地

電話番号

申請者（自署）

1 取材する史料等名	
2 取材日時	
3 備考	

（許可条件）

- 1 報道に際しては、防衛研究所戦史研究センター所蔵のものである旨及び原本の標題を表示すること。
- 2 史料等の劣化を防止するため、撮影する場合は強力なライト、フラッシュ等は使用しないこと。

上記の取材について、承認します。

年 月 日

防衛研究所長